

答弁書第六八号

内閣参質一七〇第六八号

平成二十年十月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江 田 五 月 殿

参議院議員藤末健三君提出自動車にかかわる規制緩和に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員藤末健三君提出自動車にかかわる規制緩和に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねのナンバープレートの形状の「国際標準化」については、自動車登録番号標の形状の変更により、自動車登録番号として表示する内容等の変更を要する場合もあると考えられるため、我が国の自動車登録制度に与える影響等も含めて、慎重に検討すべきものと考えており、関係各国の動向を注視しているところである。

二について

御指摘の「点検整備済みステッカー」については、定期点検整備促進協議会が、自動車の定期点検整備の促進の観点から製作しているものであるが、現在、同協議会において、ステッカーの貼付ちようの確実性を確保しつつ、ステッカーを取り除く際の作業の効率性を高めるための方策を検討しているところであると聞いている。

